

答 申 書

循環型社会形成に向けたごみ処理有料化のあり方について

～ 流山市で進めるべき、総合的なごみ減量施策として～

平成 20 年 3 月

流山市廃棄物対策審議会

目 次

はじめに	1
1 流山市におけるごみ減量及び資源化施策の現状について	1
（1）ごみの発生抑制	2
（2）資源化の推進	3
（3）分別区分の変更	3
（4）流山市と他のごみ減量推進都市との施策の比較	4
2 流山市が抱えるごみ問題について	5
（1）増加傾向にあるごみ発生量	5
（2）他へ依存している最終処分	5
（3）燃やすごみに含まれている資源	6
（4）不公平なごみ処理経費負担と希薄な意識	6
（5）市民1人あたり約14,000円の清掃費	6
3 問題解決に向けた施策の検討について	7
（1）ごみの発生量の抑制	7
（2）分別の徹底	8
（3）意識改革	8
（4）負担の公平とごみ処理経費	8
まとめ	9
4 総合的なごみ減量及び資源化施策の進め方について	10
（1）市民に理解を求めるための努力	10
（2）ごみ処理有料化の仕組みについて	10
（3）ごみ処理有料化と併せて取り組むべき施策	12
付帯意見	13
資料	
1 諮問書	14
2 廃棄物対策審議会名簿	15
3 廃棄物対策審議会の開催状況	15
4 統計資料	16

はじめに

流山市廃棄物対策審議会は、平成 19 年 11 月 9 日、流山市長から「循環型社会形成のためのごみ処理有料化について」の諮問を受け、以後 6 回の審議会で議論を重ねました。

今回の諮問は、ごみ処理有料化についてですが、当審議会としては「ごみ処理有料化ありき」ではなく、「循環型社会形成を進めるための一つの手段としてのごみ処理有料化」という基本線を持って議論を進めました。

このため、まず、流山市がこれまでどのようなごみ減量及び資源化施策を行ってきたのか、ごみ処理有料化を実施せずにごみ減量及び資源化を進める都市と比較して十分な施策を進めてきたのかなどについて検討しました。また、既にごみ処理有料化を導入している市におけるごみ減量化の効果などについて検討しました。

それから、流山市が抱えているごみ処理に係る諸問題、解決策などを総合的に検討する中で、ごみ処理有料化がごみ処理問題の解決に有効な施策となるのかという点について議論を展開し、本答申をまとめました。

当審議会は、この答申が流山市において、ごみ発生量を抑制するなど循環型社会形成に寄与するものとなることを期待します。

1 流山市におけるごみ減量及び資源化施策の現状について

流山市は平成 16 年度に策定した一般廃棄物処理基本計画において、これまでの大量生産、大量消費型の経済社会が大量廃棄型の社会をもたらしたこと、その結果、大量に発生するごみが環境問題や社会問題を生じさせているとの認識のもと、今後のごみ処理の基本方針として、「大量廃棄、大量リサイクルからの脱却」及び「環境負荷の少ないごみ処理システムの構築」を掲げている。

その具体的な数値目標として、1 人 1 日あたりのごみ発生量を平成 15 年度実績 1,020 グラムから、平成 30 年度までに 930 グラム以下にすること、また資源化率、最終処分率については、平成 20 年度までにそれぞれ 33 パーセント以上、2 パーセント以下に設定している。

しかしながら、実際には後述するように、ごみ発生量を減少させていく目標とは反対に増加傾向にあり、ごみ減量化施策の一層の強化、促進が求められる状況にある。

そこで、当審議会では、流山市がこれまで実施してきたごみ減量及び資源化施策について検証した。

(1) ごみの発生抑制

ア 生ごみの資源化

家庭から出される燃やすごみの 3 割を占める生ごみを自己処理することができる生ごみ肥料化処理機器について、昭和 61 年から購入費用の一部を補助している。補助額は、機械式の場合で購入費用の 2 分の 1 で、40,000 円を上限としているが、これは県北西部平均 23,600 円と比較しても相当高い水準である。平成 18 年度までに 6,000 基以上に対して補助している。平成 17 年度に行った直近 5 年間の補助制度利用者に対するアンケートでは約 9 割以上の世帯で継続して使用されている。

また、学校給食から出る生ごみの資源化を目指すために、モデル事業として小学校 2 校に業務用生ごみ処理機を設置している。

イ ごみ減量の啓発活動（意識改革）

平成 7 年に設置した廃棄物減量等推進員(ごみ減量推進員)は、地域と行政の橋渡し役として自治会などの推薦により選出されており、平成 18 年度は 176 人を委嘱している。同推進員は、1 年間の活動計画書の作成、地域の実情にあった啓発活動のほか、ごみ出前講座と言われるケロクルミーティングやクリーンセンター見学会の企画など、ごみ減量及び資源化の地域における啓発の中心的な役割を担っている。

また、平成 15 年度に設置したリサイクルプラザは、ごみ減量及び資源化啓発の拠点として、併設するごみ処理施設の見学、粗大ごみから修理・再生した自転車と家具の再生品販売、そして廃油からの石けんづくりや傘布を利用したマイバッグづくり、新聞紙コサージュづくり、包丁研ぎ教室など様々な種類の講座・教室を実施している。特に講座・教室は、平成 17 年度と 18 年度を比較すると、種類は 15 から 17 へ、参加者数は 460 人から 648 人へと年々充実し、講座参加者の中から新たな企画が生まれるなど活発な活動が行われている。

ウ 事業者との連携

資源の店頭回収に取り組んでいる店や家電リサイクル法の回収

協力店などをリサイクル推進店として認定している。市では推進店の利用を呼び掛けており、市民、事業者、市が一体となったごみ減量及び資源化の取り組みとなっている。現在 14 店を認定している。

(2) 資源化の推進

ア 集団回収（リサイクル活動）の推進

集団回収は、自治会等のリサイクル実施団体が中心となり、資源である紙類、布類、びん類、金属類を集め、再生資源物回収業者に引渡し、資源化するもので、現在、183 団体が参加している。

この制度は、良質な資源が回収されるとともに、各団体には、回収量に応じて 1 キログラムあたり 8 円が報償金として支給されている。この助成制度は県北西部平均 5.0 円と比較して相当高い水準にある。

イ 分別排出の徹底

資源化できるものを資源化するためには、家庭における分別排出の徹底が最も効果的であり、市では集団回収を支援するほか、資源の分別収集を行っている。分別排出を徹底するために、カラー刷りの「家庭ごみの正しい分け方・出し方」を作成し、新聞の折込みなどにより配布するほか、転入の際には市民課の窓口で手渡すとともに、主な公共施設でも配布している。

また、ごみの収集日はごみの種類や地区（大字ごと）によって異なることから、1 年間のごみの種類別収集日が一目でわかる「ごみ収集曜日カレンダー」を毎年度約 70,000 部作成し、自治会を通じて全ての世帯に配布し、分別の徹底に努めている。

(3) 分別区分の変更

流山市が本格的に資源を分別収集するようになったのは、平成 10 年 10 月からである。従来の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、特別ごみの 4 種分別に資源を加え、缶、びん、紙類、布類などを分別収集するシステムに変更した。

さらに、平成 12 年度から平成 14 年度までのペットボトルのモデル収集を経て、平成 15 年には、リサイクルプラザの稼動に合わせ、

新たにペットボトルとプラスチック類を加え 6 種 12 分別とし資源化に努めている。

(4) 流山市と他のごみ減量推進都市との施策の比較

当審議会では、これまで見てきた流山市のごみ減量及び資源化施策が、十分なものであるかどうかを検証するため、ごみ処理有料化を実施せずにごみ減量及び資源化を進めている他の都市の状況を検討した。具体的には、焼却工場の削減やごみの埋め立て処分場不足のためごみ減量化に取り組んでいることで知られる横浜市、名古屋市及び流山市と人口規模が同様に、人口 10 万人以上から 50 万人未満の都市でリサイクル率が日本一である鎌倉市について調査し、その結果、次のようなことが判明した。

ア 3 市のそれぞれごみ減量化施策実施前後でごみ全体量の推移を見ると、5 パーセントから 21 パーセントの減量となっている。(ただし、プラスチック類等の分別開始時によりごみ焼却量は 21 パーセントから 39 パーセントの減量となっている。)

イ 一度ごみが減量した後は、資源を含むごみ全体の量は横ばい又は微増傾向にある。後述するが、流山市においても平成 10 年と平成 15 年に資源の分別収集を強化し、一時的にはごみ減量効果があった。

ウ 流山市と 3 市の分別収集している資源の範囲は、その区分や呼び方に違いはあるものの、ほぼ同様と言える。

エ 3 市で実施していて流山市で実施していない施策としては、定期的な啓発物の発行、剪定枝の資源化事業などがある。

オ 生ごみ肥料化処理機器購入補助事業の上限額や集団回収に対する助成額などは、流山市が最高額である。

カ 3 市の一般廃棄物処理基本計画においても、ごみ処理有料化について検討することが位置づけられている。

以上のことから、流山市におけるごみ減量及び資源化施策は、定期刊行物の発行や剪定枝のリサイクル事業などの実施について、今後検討していくことが必要であるが、資源の分別収集の状況、市民による排出抑制、集団回収などの各種助成事業などについては、3 市と同様

か、あるいは高いレベルで実施されている。

しかしながら、流山市ではこのような取り組みが市民に十分伝わっていないことが大きな問題であり、今後のごみ減量及び資源化施策と併せて、このようなことを伝えていく努力が必要である。

2 流山市が抱えるごみ問題について

流山市では、1で述べたように「大量廃棄、大量リサイクルからの脱却」及び「環境負荷の少ないごみ処理システムの構築」という循環型社会形成を目指した高い目標を設定し、各種のごみ減量及び資源化施策を進めているが、今なお、次のような問題を抱えている。

(1) 増加傾向にあるごみ発生量

ごみの排出抑制は、焼却量の削減による温室効果ガスの削減等、近年、世界的に問題になっている地球温暖化問題の観点からも非常に重要な問題である。

流山市のごみ発生量は前述した施策にも関わらず、人口の増加を上回り、特に直近3年間は右肩上がりである。平成10年及び平成15年に、資源の分別収集の拡大に努めているが、それらは一時的にごみ量を減少させる効果があるものの、数年後にまた戻っており、長期的にも増加傾向にある。

このため、一般廃棄物処理基本計画における平成20年度の間目標年度の1人1日あたりのごみ発生量980グラム以下、資源化率33パーセント以上、最終処分率2パーセント以下という数値目標の達成が、現状では非常に厳しい状況にある。

(2) 他へ依存している最終処分

最終処分場の残余量の減少は全国的な問題になっているが、流山市はその最終処分場を持っていない。これはごみを抑制しなければならない非常に大きな理由である。平成16年度に整備したガス化溶融炉方式の新しいごみ焼却施設は、最終処分量を大幅に削減することができるが、現在でも不燃物等年間2,000トン以上の最終処分が必要な状況にある。これを他へ依存している以上、常にいつ搬入できなくなるかもしれないという大きなリスクが付きまとう。さらにこうしたことが市民にあまり知られていないことも大きな問題

である。

(3) 燃やすごみに含まれている資源

ごみ焼却施設のピット内のごみ組成分析調査の結果、約 37 パーセントが紙類、約 17 パーセントがプラスチック類であり、分別すれば資源化できるものが相当含まれている。資源の分別収集を拡大しても、分別が徹底されなければ意味がない。市民に対し、分別の徹底やリサイクルの意識を一段と高めてもらうことが必要である。

また、ごみの焼却量や最終処分量の削減のためにも分別の徹底が重要である。

(4) 不公平なごみ処理経費負担と希薄な意識

ごみ処理は衛生的な生活環境の確保という観点から税金で賄っているが、水道や下水道などの他の行政サービスと同様に受益者が処理経費を負担すべきではないかという議論がある。ごみ処理経費を税金で賄っている限り、経済的観点からごみを抑制するという動機があまり働かない。

また、結果的にごみをたくさん出す人がより多くのごみ処理という行政サービスを受けていることや、住民登録のない人が処理経費を負担すること無く行政サービスを受けていることについて不公平感がある。

ごみをいくら出しても直接的な負担を感じない仕組みは、大量消費、大量廃棄、大量リサイクルを生む要因であり、ごみ減量及び資源化の意識が働きにくい状況でもある。

(5) 市民 1 人あたり約 14,000 円の清掃費

流山市の清掃費は平成 18 年度で約 22 億円である。これは市の一般会計の約 6.7 パーセントを占めている。市民 1 人あたりに置き換えると約 14,000 円掛かっていることになる。高齢化社会を迎え、それに対応した新たな施策が必要になったときに費用が増加する可能性がある中、ごみ処理経費の一層の抑制が必要である。

3 問題解決に向けた施策の検討について

2で検討した流山市が抱えるごみ処理問題の解決に向けて、流山市の基本方針である「大量廃棄、大量リサイクルからの脱却」及び「環境負荷の少ないごみ処理システムの構築」に沿い、市長から諮問のあった「ごみ処理有料化」については、あくまで「循環型社会形成を進めるための一つの手段」との基本線に立って検討した。

(1) ごみの発生量の抑制

生ごみ肥料化処理機器の補助制度は直接ごみ発生量を削減する効果があることから、引き続き普及拡大に努めるべきである。

ごみを買っているような過剰包装やトレイ等の容器包装材、レジ袋などを抑制する対策も効果的と考えられる。ただし、市が直接規制できるものではないため、拡大生産者責任の観点から商工業者との連携、国への働きかけにより、その推進を図るとともに自ら実施しているリサイクル推進店制度を活かすべきである。

ごみ処理有料化については、理論的には費用負担を軽減しようとする経済的インセンティブ（動機付け）が働き、ごみを抑制しようとする意識が働くものであるが、ここでは実際に効果があるかについて検討した。

このことについては、環境省が策定した「一般廃棄物処理有料化の手引き」によれば、ごみ袋1リットルあたり1円から2円程度の料金水準で10パーセント強の排出抑制効果が見られる。当審議会では、千葉県内でごみ処理有料化を実施している8市について有料化前後のごみ発生量を比較したところ、料金水準が比較的高額な市で明らかな抑制効果がみられるが、それ以外の市では必ずしも明確な抑制効果がみられない。このようなことから、ごみ処理有料化によるごみ減量化を進めるのであれば、その料金水準に留意し、ごみ減量化を目的としたごみ処理有料化であることを周知徹底するとともに、併せて各家庭において、どのようにしたらごみを抑制できるか、具体的な手法について十分な情報提供を行うことが必要である。そうすることにより、初めてごみ減量化の効果が現れるものと考えられている。

(2) 分別の徹底

当審議会で、雑がみ（包装紙、紙袋、お菓子の箱など）を資源化していることについて知らない人が多いのではないかという意見があった。流山市では6種12分別を実施しており、各家庭において細かな分別作業が必要である。これまでもカラー刷りの「家庭ごみの正しい分け方・出し方」の配布や「ごみ収集曜日カレンダー」の全戸配布などにより周知を図っているが、廃棄物減量等推進員の一層の活用やケロクルミーティングなどの積極的な啓発により、分別区分の周知徹底を図ることが必要である。

集団回収については、既に市内183団体が実施しているが、未だ行なわれていない地域が存在していることから、回収団体を増やす努力をすべきである。

ごみ処理を有料化する場合、資源と他のごみとで手数料に差を設けることにより、分別の徹底や資源化量の増加が期待される。

(3) 意識改革

一般廃棄物処理基本計画の基本方針にもあるように、私たちは大量廃棄、大量リサイクルから脱却しなければならない。生活の利便性のみを追求するのではなく、捨てる時のことを考え、ごみになりやすいものはできるだけ買わない、長く使う、包装は簡易なものを選ぶ、不用になったときは資源となるようにすることなどを意識することが必要である。

そのような意識を広めていくためには(2)で述べたような廃棄物減量等推進員の一層の活用やごみ減量及び資源化啓発の拠点としてクリーンセンターに併設されているリサイクルプラザの運営充実を図ることにより、地道な努力を継続する必要がある。

ごみ処理有料化は、そのような意識改革のきっかけを与えるものとして有効であると考えられるが、ごみ減量及び資源化の意識を広めるための努力と併せて実施することが重要である。

(4) 負担の公平とごみ処理経費

ごみ処理には、衛生的な生活環境の確保という目的があり、その観点から税金で賄われてきた。しかし、個人個人の生活の中で発生

する不要物を回収し、適正に処分するサービスであるという側面に着目すると、部分的にでも、水道や下水道などの他のサービスと同様に受益者負担を求めることが考えられる。ごみの減量化が求められる中、ごみの減量化に努めている人と較べて、ごみをたくさん出す人の方が、結果的により多くの行政サービスを受けるという不公平感を生じている。このため、ごみ処理有料化を実施する場合には、その排出量に応じた負担を求めるような仕組みをとることが必要になる。

また、ごみ排出量が抑制されることにより、ごみ処理経費も削減でき、さらに高齢者対策等の新たな施策に対する財政的な担保が生まれると考えられる。

まとめ

これまで述べてきたように、流山市が行っている施策の一つ一つは他のごみ減量化推進自治体と比較しても決して劣るものではないが、ごみ発生量が増えている現状を見ると、これまでのごみ減量及び資源化施策をより効果的なものにするため、より多くの市民が関わることのできる方策が必要である。

このため、本章で述べてきたように、ごみ発生抑制のため、生ごみ処理機器の普及拡大に努めること、拡大生産者責任の観点からリサイクル推進店制度の活用を図るとともに、商工業者と連携しマイバッグ持参等のレジ袋対策を進めること、ごみ分別徹底や意識改革のため廃棄物減量等推進員の一層の活用やケロクルミーティングの開催に努めること、リサイクルプラザの運営充実などを行うことなどが必要であり、さらに、他の減量化推進市の例を参考にごみ減量及び資源化に関する定期刊行物の発行することや剪定枝のリサイクル事業を実施することが考えられる。そして、これらの施策をより効果的なものとするため、ごみ処理有料化を総合的なごみ減量及び資源化施策として実施することが必要という考えに至った。

ごみ減量及び資源化に係る取り組みは最終処分場を持たぬ流山市として重要であり、その意味でごみの最終処分をお願いしている自治体に対して、流山市が真剣に取り組んでいることを示すため、これらのごみ処理有料化を含む総合的なごみ減量及び資源化施策を進めること

が必要である。

4 総合的なごみ減量及び資源化施策の進め方について

(1) 市民に理解を求めるための努力

流山市のごみの現状、例えば流山市には最終処分場が無く他の自治体に頼っていること、流山市のリサイクル率が30パーセントを超えており全国平均19パーセントと比較し、かなり高いものになっていること、あるいはこれまで進めてきたごみ減量及び資源化施策、例えば生ごみ肥料化処理機器に最大4万円の助成をしていること、集団回収にキログラムあたり8円を助成していること、また「雑がみ」として、名刺大以上の紙類を資源として分別収集していることなどについて、市民が十分に理解していないのではないかと考えられる。

このため、ごみ処理有料化を含む総合的なごみ減量及び資源化啓発を進めるにあたっては、そのような情報を含め、市民に丁寧な説明をしていくことが重要である。そうした丁寧な説明は市民のごみ分別などへの意識の高まりにつながり、ごみ減量及び資源化の効果を上げることができる。

特にごみ処理有料化については、市民に費用負担してもらおうのであるから、3ヶ月なり、6ヶ月なりのキャンペーン期間を設け、住民への説明会を開催するなど、かなり手間を掛けて十分丁寧に説明することが必要である。例えば、ごみ処理有料化は税の二重取りではないかとの意見が出ることも考えられるが、そうした意見にも丁寧に答えていくことが必要である。

さらに、ごみを減らそうとする市民を支援するため、ごみを少なくする方法について具体的にわかりやすい資料を作成し、例えば、具体的な分別方法を示しながら説明していくことが必要である。

可能であれば、こうした活動を市民と協力して進め、新しい流山市を創るため市民運動として盛り上げていくことも考えられる。

(2) ごみ処理有料化の仕組みについて

ア 対象物

ごみ処理有料化は、大量廃棄、大量リサイクルから脱却し、全

体の排出量を抑制する観点から、資源を含めた全てのごみを対象として検討すべきであるが、分別の徹底を促すために、資源は他のごみと比較して手数料を安価に設定することが考えられる。

なお、自治会等による集団回収はごみ処理有料化の対象とはならない。

イ 費用負担の方法

全てのごみ排出者を対象とする施策であるので、理解を得やすい、わかりやすい制度が求められる。かつて、流山市で可燃ごみの指定袋制度があったことを考えると、指定袋に手数料を上乗せして販売する制度、いわゆる排出量単純比例型が適当と考える。

ただし、市民の立場からすると、なぜ一度止めたごみ指定袋制度をまた実施するのかという疑問が生じる。当審議会でも、可燃ごみの指定袋が無くなって、集積所のごみが増えたような感じがする、レジ袋は小さいものが多く、集積所が山になってしまうなどという意見が出ている。平成 15 年度までの可燃ごみの指定ごみ袋は、当時の焼却施設が高い焼却温度に耐えられなかったため、それを抑制するため炭酸カルシウム入りの袋を用いたものであった。今回のごみ指定袋は、あくまでもごみの排出量をできる限り減らしてもらうことを第一の目的としているものであるから、そのことを丁寧に説明し、改めて理解を得る必要がある。

ウ 単価の設定

ごみ処理有料化は、1リットルあたり1円から2円程度の料金水準で10パーセント強の排出抑制効果があると言われている。料金水準が高くなるほど、排出抑制効果も高くなる傾向があるが、料金水準は、市民の負担に留意しつつも、市民がごみを抑制する気持ちになり、ごみの排出抑制効果が現れるような水準にする必要がある。

エ 減免措置

ごみ処理有料化はその目的から全ての市民を対象とすべきであるが、生活保護世帯についてはその制度の趣旨を鑑み、減免措置等の配慮をすべきと考える。

オ 手数料の使途

ごみ処理有料化によって得られる収入は、その使途を明確にし、

報告する必要がある。具体的な用途としては、ごみ処理有料化の運用に必要な経費に充てるとともに、4に掲げた総合的なごみ減量及び資源化施策の推進、さらには次項に述べるごみ処理有料化の際に、併せて取り組むべき施策を進めることに用いることが考えられる。

(3) ごみ処理有料化と併せて取り組むべき施策

ア 不法投棄対策

ごみ処理有料化の実施にあたり、市民の不安として不法投棄や不適正排出が増えるのではないかとということが挙げられる。流山市では他市ではあまり例が無い「不法投棄回収パトロール」の実施により不法投棄は減少傾向にあるが、今後は一層の対策強化が必要である。

また、環境美化推進員、廃棄物減量等推進員、自治会などとの協働により監視を強化することが考えられる。

イ 不適正排出対策

きちんと分別されていないなど不適正排出の可能性が高い小規模集合住宅等の対策として、所有者や管理会社などを対象とした適正な分別のための説明・指導の実施、流山市開発指導要綱に基づく指導、大学の新生などへのパンフレットを配布することなどの啓発活動の強化が必要である。

また、近年増加している転入者に対しても、ごみの出し方のパンフレットを手渡すだけでなく、前述の推進員などの市民活力を活かした方策を検討すべきである。

ウ 情報提供

既に述べているが、ごみの発生抑制方法などの市民が知りたい情報、ごみ処理の現状や問題点など市が知らせるべき情報など、ごみ減量及び資源化に係る定期刊行物の発行を検討すべきである。

エ 高齢者等の対策

流山市においても、今後、高齢化が進む中で、ごみの排出が困難な高齢者等に対しては新たなサービスとして戸別収集を検討すべきである。

オ 制度を見直す仕組み

ごみ処理有料化を実施している自治体では定期的に制度を見直ししている例がある。制度をそのままにせず、定期的に見直す仕組みを検討すべきである。

付帯意見

今後、流山市においてごみ減量及び資源化施策を進めるのにあたっては、次の点に留意されたい。

- 1 流山市は都心から一番近い森の街という、豊かな環境に恵まれている街である。これからのごみ減量及び資源化施策の推進にあたっては、その特性を活かした、流山らしいものを打ち出していくべきである。
- 2 ごみの分別方法については、資源としてのリサイクル方法等を踏まえ、適正なものとなるよう点検を行う必要がある。
- 3 流山市役所は市内最大級の事業所であるから、率先してごみ減量及び資源化等環境に配慮した取り組みを実施すべきである。
- 4 ごみ処理有料化を含む総合的なごみ減量及び資源化施策を進めるためには、市民に理解を求めることなど相当の努力が必要であり、十分なマンパワーを確保するとともに、ボランティア及び自治会などの市民の力を活用するなど、市民に協力を求めることが重要である。

資料

1 諮問書



流 山 市 第 159号

平成19年11月9日

流山市廃棄物対策審議会 様

流山市長 井崎 義治



循環型社会形成のためのごみ処理有料化について（諮問）
このことについて、流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
（平成6年流山市条例第12号）第7条の規定により諮問します。

記

諮問の理由

本市は、流山市クリーンセンターの竣工、環境基本計画及び一般廃棄物処理基本計画の策定など、流山らしい循環型社会の形成を目指し、各施策を推進しています。

しかしながら、近年のごみ処理状況をみますと、1人1日あたりのごみ発生量は増加傾向にあり、また、燃やすごみにリサイクル可能な紙やプラスチックが相当混入しているなど厳しさを増しているところ
です。

さらに、本市は自区域内に最終処分場がなく、一層の減量化を求められる状況です。

このようなことから、一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、ごみの発生量を増加から減少に転換させ、循環型社会の形成を推進するための
ごみの抑制施策として、全国的にも導入が進んでいるごみ処理有料化
について諮問します。

2 廃棄物対策審議会名簿

区分	氏名	職等	備考
学識経験者	篠山 浩文	明星大学教授	会長
	中島 大介	国立環境研究所研究員	
	恵 小百合	江戸川大学教授	副会長
住民代表	高橋 一郎	公募	
	高橋 順一	公募	
	角田 勇	公募	
	能村 正昭	公募	
	紅谷 幸夫	公募	
関係団体代表	恵良 好敏	環境団体	
	大橋 照司	廃棄物処理事業者団体	
	鈴木 馨	商工団体	
市長が必要と認めるもの	亀田 一枝	廃棄物減量等推進員	
	亀山 紘一	東深井環境対策協議会	
	中西 光子	環境美化推進員	
	矢野 光明	流山市農業協同組合	

3 廃棄物対策審議会の開催状況

月日	出席/傍聴	内容
11月9日	出席：15名 傍聴：1名	・ 諮問の背景について ・ 流山市のごみ処理の現状について ・ ごみ処理有料化に関する意見交換
11月30日	出席：13名 傍聴：1名	・ これまでの流山市のごみ減量化施策について ・ 近隣市を含めた県内の有料化の状況について ・ ごみ処理有料化の事例について
12月21日	出席：13名 傍聴：1名	・ ごみ減量化推進市(有料化未実施市)の事例について ・ 事例集の中でも人口規模に近い市の事例について
1月25日	出席：14名 傍聴：4名	・ ごみ減量化推進市(有料化未実施市)の事例について ・ これまでの議論の整理(考え方の整理)
2月22日	出席：13名 傍聴：7名	・ 答申書素案について
3月21日	出席：14名 傍聴：4名	・ 答申書案について

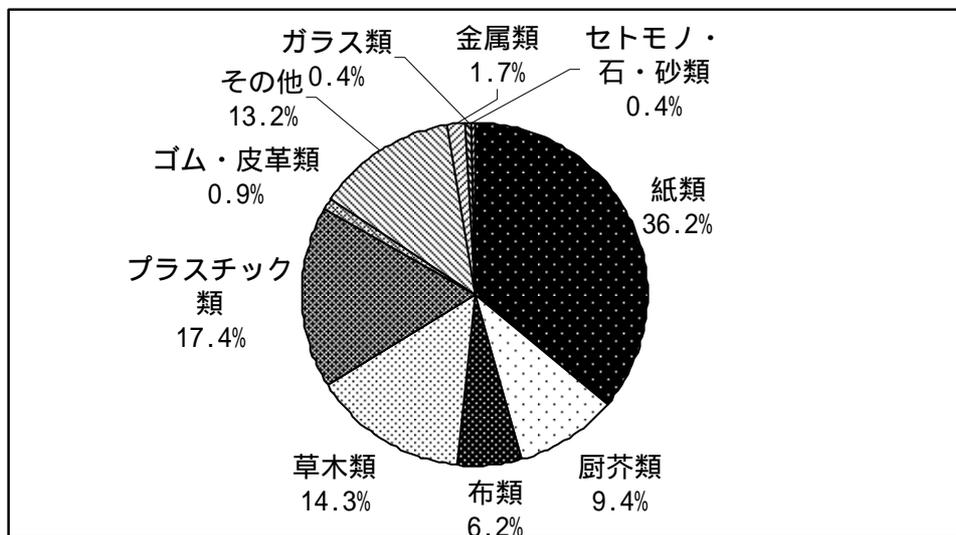
4 統計資料

(1) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標

項目	平成18年度	平成20年度	平成30年度
	現状	中間目標	最終目標
1人1日あたりのごみ発生量	1,025 g	980 g 以下	930 g 以下
資源化率	30.1%	33.0%以上	33.0%以上
最終処分率	4.7%	2.0%以下	2.0%以下

(2) 平成 18 年度可燃ごみ組成分析調査結果(平均値)

区分	割合
紙類	36.2
厨芥類	9.4
布類	6.2
草木類	14.3
プラスチック類	17.4
ゴム・皮革類	0.9
その他	13.2
金属類	1.7
ガラス類	0.4
セトモノ・石・砂類	0.4



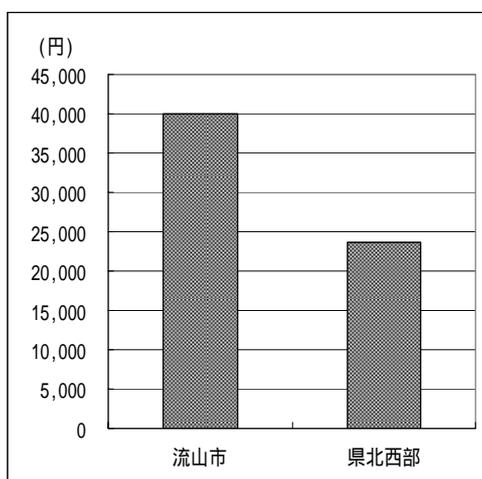
(3) 清掃費の推移

(単位：千円)

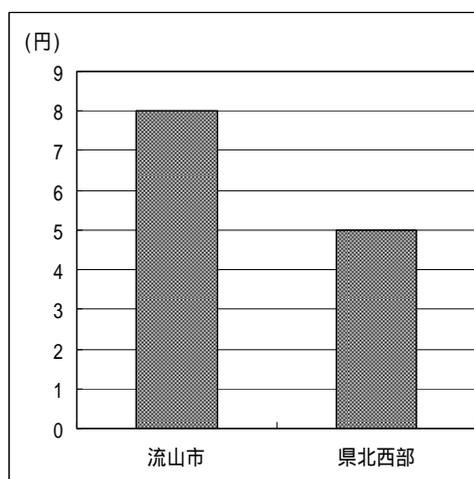
項目	H14	H15	H16	H17	H18
清掃費	9,432,535	7,163,654	2,299,189	2,497,593	2,201,578
清掃総務費	556,148	567,084	562,833	531,597	335,930
塵芥処理費	1,745,769	1,585,712	1,480,970	1,396,182	1,345,673
リサイクル推進費	-	-	-	-	189,340
塵芥処理施設整備費	6,864,634	4,724,846	35,114	369,998	110,135
し尿処理費	228,467	211,353	162,161	156,586	159,849
し尿処理施設整備費	37,517	74,659	58,110	43,230	60,650

(4) 県北西部との比較

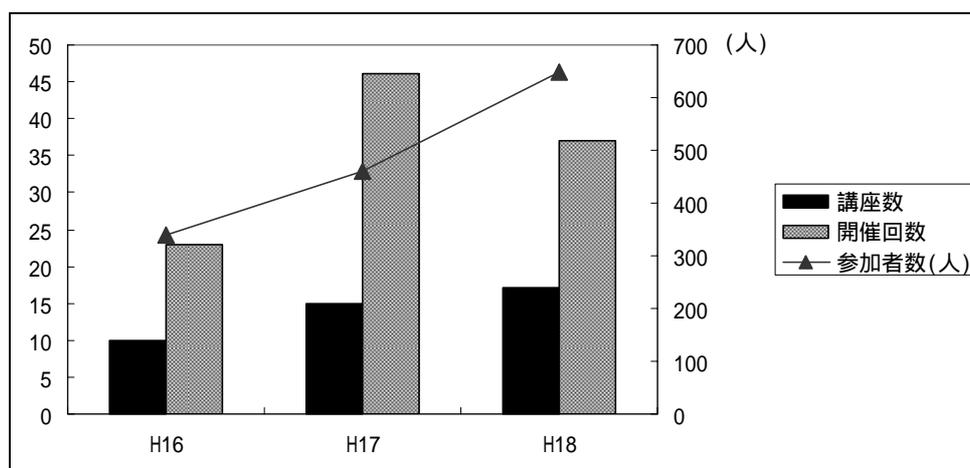
生ごみ肥料化処理機器の補助制度



集団回収への助成金



(5) リサイクルプラザにおける講座・教室の推移



(6) ごみ減量推進都市

ア 横浜市(横浜 G 3 0)

ごみ量 + 資源回収量

H14 175 万トン H17 139 万トン 21%

焼却量

H14 1,567 千トン H17 1,040 千トン 34%

出典：市ホームページ

横浜 G 3 0 プラン「検証と今後の展開」について

イ 名古屋市(ごみ非常事態宣言)

ごみ総量

H10 1,174 千トン H17 1,114 千トン 5%

焼却量

H10 883 千トン H17 700 千トン 21%

出典：名古屋ごみレポート

ウ 鎌倉市(ごみ半減都市宣言)

ごみ発生量

H7 85,723 トン H17 81,850 トン 5%

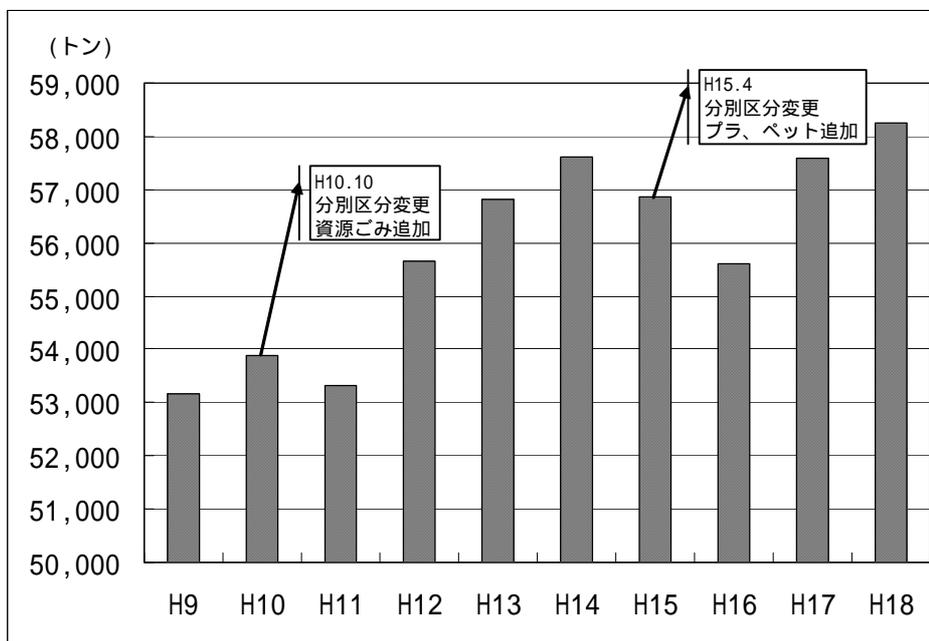
焼却量

H7 69,244 トン H17 42,002 トン 39%

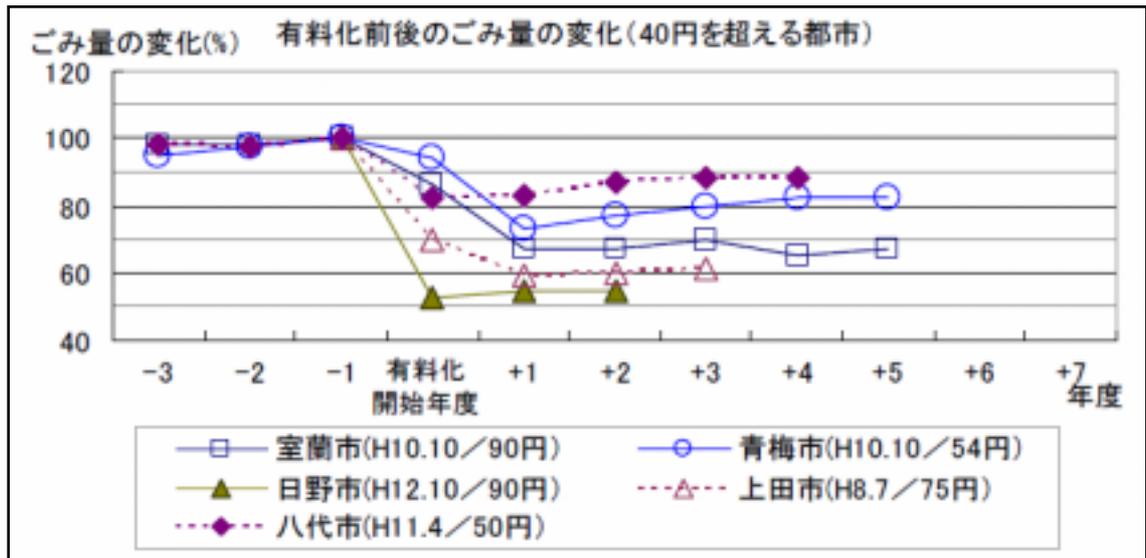
出典：一般廃棄物処理基本計画

かまくら環境白書

(7) 分別区分変更とごみ量



(8) 有料化前後のごみ量の変化



出典：一般廃棄物処理有料化の手引き(環境省)